

砥部町教育委員会告示第5号

砥部町文化財保護審議会の開催について

砥部町会議の公開に関する要綱（平成18年砥部町告示第68号）第5条第2項の規定に基づき、砥部町文化財保護審議会の会議開催を次のとおり公示します。

令和8年3月11日

砥部町教育委員会教育長 大江 章吾



砥部町文化財保護審議会の会議の開催のお知らせ

1 会議の名称	第2回砥部町文化財保護審議会
2 議題	(1) 報告事項 ア 下原町遺跡の発掘調査について イ 町指定天然記念物「もがし」の剪定について (2) 審議事項 ア 阿弥陀如来立像（川登）の文化財指定について イ 地藏菩薩像厨子内木札および棟札（川登）の文化財指定について ウ 埋蔵文化財包蔵地の周知の手順について
3 公開・非公開の別 （非公開とする場合は、その理由）	公開
4 開催日時	令和8年3月18日（水）午後1時30分から
5 開催場所	砥部町中央公民館 2階会議室1
6 傍聴人の定員	5人
7 傍聴の手続	別紙傍聴要領に定めるところによる
8 問い合わせ先	砥部町社会教育課 文化スポーツ係 電話 962-5952（内線714）
9 その他必要事項	

傍 聴 要 領

砥部町文化財保護審議会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻10分前までに、会場受付で氏名及び住所を受付簿に記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第受付を終了します。
- (3) 会議開会後は、会場内への入室は認めないものとします。

2 傍聴できない者

- (1) 人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) のぼり、ビラ、ラップ、拡声器等を携帯している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると会長が認めた者

3 会議を傍聴する場合に遵守すべき事項

- (1) 会議場における発言に対し、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 会場内において、みだりに発言しないこと。
- (3) 会場内において、みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (4) 会場内において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (5) 他の傍聴人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (6) 会場内において、写真撮影、録音、録画等を行わないこと。ただし、会長により特別に許可された場合は、この限りでない。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の運営に支障を及ぼす行為をしないこと。

4 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴人は、会議を傍聴するに当たっては、会長及び職員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴人が3に掲げる諸事項を遵守しないときは、これを注意し、なおそれに従わないときは、退場させる場合があります。

5 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は別に定める。